

退職予定の皆様へ

退職日の翌日の年齢が45歳以上の継続会費を納めていただいていた会員の方が対象です！！

退職会員総合保険加入のご案内

～ 退職後の医療費の負担を軽減し、安心して暮らすために ～

神奈川県厚生福利振興会では、退職後の医療費の補助を行う「退職会員総合保険」を実施しています。豊かで安定した生活のため、ぜひ加入をご検討ください。

6つのメリット！

- ① **入院**はもちろん、病気やケガ等の**通院も給付の対象**となります！
- ② 病院で処方された**薬代も対象**です！
- ③ **75歳まで**給付が受けられます！
- ④ 民間の生命保険にはない制度です！
- ⑤ 配偶者も同時に加入できます！（満45歳以上の方）
- ⑥ 医療保険金以外にも、**長寿祝金**や**人間ドック補助金**が受けられます！



はじめに

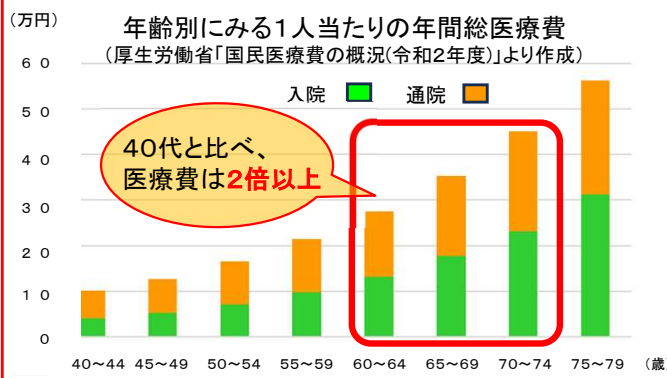
高齢化社会を迎え、老後生活の関心は益々高まってきております。
豊かで潤いのある退職後の生活を送るには、何より健康が大切なポイントとなります。
この保険は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会の現職会員及びその配偶者の方
の退職後の生活安定のために「会員の相互扶助」を基本理念に万が一の病気、負傷等
に備えていただく生活保障保険です。
保険内容を十分ご理解いただいたうえで、お申込みいただきますようご案内申し上げます。



退職後の医療の備えて必要？

健康な方であっても、退職すると病気やケガをしがちです。
右の表を見るとわかるように、40歳代に比べると60歳代
にかかる医療費は2倍以上！！

長寿大国となった日本では、平均寿命と平均余命も
伸びていますが、医療費の負担も増えています。



退職会員総合保険加入すると！

退職後の病気やケガの心配不要！！

入院や手術をしなくても、定期的に内科、眼科、歯科にかかることもあります。

「退職会員総合保険」では、健康保険適用であれば、通院・入院・手術を問わず、75歳までサポート！！

これは振興会会員のための特別な制度。他の医療保険には真似できない保障内容です。

通院にかかる医療費が対象となる保険は他にありません！

《退職会員総合保険と一般的な医療保険の違い》

	退職会員総合保険	民間の医療保険
病気やけがによる入院	○	○
手術	○	○
病気(風邪)で通院	○	×
ケガによる通院	○	×
眼科・耳鼻科へ通院	○	×
リハビリで通院	○	×
歯科医院へ通院	○	×
処方箋薬局	○	×



医療機関で健康保険適用の治療を受けたとき、医療機関ごと、1ヶ月ごとの医療
費の自己負担分(保険外除く)から2,000円を控除した金額(100円未満切捨て)
を「医療保険金」として給付が受けられます。

※ 給付額上限、月額20,000円、年額100,000円

給付金／厚生事業／その他

長寿祝金

長寿年齢に達したときに祝金を給付いたします。該当年齢の誕生月に請求用紙をご自宅へ送付します。

古希(70歳)3万円、喜寿(77歳)5万円、米寿(88歳)7万円、白寿(99歳)10万円



人間ドック補助金

退職会員総合保険に加入すると、5000円を限度に、自費相当額を給付します。

※ お申込制となります。(申込み多数の場合は抽選となります。)

厚生事業

退職後の余暇活動を支援するために、「厚生事業のご案内」に掲載した、演劇・音楽鑑賞を割安な料金で提供しています。

自動車保険／各種傷害保険

振興会が取り扱う自動車保険、傷害保険に加入できます。

自動車保険・火災保険は、新規加入ができ団体保険割引適用で大変お得です。



ラフォーレ倶楽部

宿泊施設や保養施設を平日のみ会員価格でご利用できます。

割引施設のご案内

利用券を提示することで、当会と提携する施設を割引料金で利用できます。

《 加入申込みについて 》

加入資格

現職会員で退職された方及びその配偶者で、満45歳以上の方。



保険料

加入時の年齢に応じた保険料(別表1)を一括納入していただきます。

医療保険金給付開始年を「退職日翌日」からと「2年後」からを選択することができ、退職日翌日から給付開始を選択した場合は、保険料に加え年齢に応じた加算額(別表2)を納めていただきます。

※ 保険料に対して、現職中に積立てた継続会費(給料月額 $\times$ 2/1000)を充当することができます。

申込期間

退職日翌日から3ヶ月以内

※ 退職後、退会届に記載のご住所に「退職会員総合保険」のパンフレット、申込書等を送付します。

保険期間

保険期間は、加入日から終身となります。

医療保険給付期間始期は加入の2年後(加算金を納入した場合は加入日)とし、**終期は75歳に達した日の属する月の末日までです。**

※ 長寿祝金・厚生事業は継続します。

○ 保険料(別表1) (令和5年4月1日現在)

退職日翌日の満年齢に応じた額です。

年齢	保険料(円)	年齢	保険料(円)
45歳	1,582,000	59歳	705,000
46歳	1,490,000	60歳	660,000
47歳	1,402,000	61歳	610,000
48歳	1,316,000	62歳	560,000
49歳	1,233,000	63歳	510,000
50歳	1,153,000	64歳	460,000
51歳	1,080,000	65歳	405,000
52歳	1,035,000	66歳	350,000
53歳	990,000	67歳	295,000
54歳	940,000	68歳	240,000
55歳	895,000	69歳	190,000
56歳	845,000	70歳	135,000
57歳	800,000	71歳	85,000
58歳	750,000	72歳	30,000

○ 加算額(別表2) (令和5年4月1日現在)

支払い開始を退職日の翌日から希望される場合、保険料に下記金額が加算されます。

区 分	加算額(円)
59歳未満	110,000
59歳以上63歳未満	140,000
63歳以上	180,000

(例) 退職時60歳で加入、給付開始を退職日翌日からを選択した場合の保険料納入額

保険料(60歳)	660,000円
加算金(59歳以上63歳未満)	140,000円
継続会費累計額(平均)	△ 250,000円
納入額	550,000円

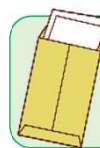
退職会員総合保険加入の流れ



5月中旬頃
「退職会員総合保険」パンフレット送付



6月下旬
「退職会員総合保険加入申込書」
提出期限



7月中旬頃
「保険料納入通知書」
を振興会から加入希望者へ送付



7月末日頃
保険料振込期限



「退職会員総合保険加入通知書」
を振興会から送付



お問合せ・送付先



一般財団法人
神奈川県厚生福利振興会
(事業課)

〒231-8320
横浜市中区山下町1番地
シルクセンター4階409号

TEL 045-680-0254

振興会ホームページのご案内

退職会員総合保険に関する情報を掲載しています。

<https://www.k-kfukuri.or.jp>

スマホ、タブレットをお持ちの方は
こちらからご覧いただけます。



① 神奈川県厚生福利振興会と検索してください



② ホームページ上部バナー退職会員の方をクリック



③ 退職会員総合保険に加入している方をクリック



④ パスワード「shokuinob」を入力※ 半角英数字

